

[事案 2024-208] 契約内容遡及変更請求

・令和7年10月31日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約時に遡って契約内容の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年2月に契約した利率更改型終身保険について、以下の理由により、契約時に遡って本契約の内容を「積立コース」から「定期支払コース」に変更してほしい。

- (1)募集人からの、「毎年配当を受け取り、旅行等を楽しんだりして使い、残すのは姪にした方がいい」との会話がきっかけで契約したので、「積立コース」を選ぶはずがない。
- (2)紙の用紙に署名・捺印はしたが、タブレットに署名はしていない。クーリング・オフの説明も受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して、契約締結前交付書面兼パンフレット、設計書を使用して、本契約が「積立コース」であること、クーリング・オフも含めて、契約の内容の説明をしている。
- (2)本契約は、タブレットを用いての申込みであり、印鑑を必要とする手続もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。